

○静岡市治水交流資料館条例施行規則

平成21年3月31日

規則第56号

改正 令和3年8月31日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市治水交流資料館条例（平成21年静岡市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多目的スペースの利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により多目的スペースの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多目的スペース利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日前5日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定による許可をしたときは、多目的スペース利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。

(利用の許可の取消しの申出)

第4条 条例第7条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、多目的スペース利用許可取消申出書（様式第3号）に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用を許可されていない施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しないこと。
- (2) 利用の際、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (3) 次条各号に掲げる事項
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は大声を発する等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、静岡市治水交流資料館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月29日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

多目的スペース利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
電話

静岡市治水交流資料館条例第7条第1項の規定により多目的スペースの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	利 用 予 定 人 員
年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	人
利用目的	1 治水学習活動 2 治水交流活動 3 その他
利用内容	
備 考	

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

多目的スペース利用許可書

年 月 日付けで申請のあった多目的スペースの利用については、次のとおり許可します。

利 用 日 時	利 用 予 定 人 員
午前・午後 年 月 日 時 分から	人
午前・午後 時 分まで	
利用条件 1 静岡市治水交流資料館条例、静岡市治水交流資料館条例施行規則及び職員の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。	
利用内容	
備 考 利用の際は、本書を携帯してください。	

様式第3号(第4条関係)

多目的スペース利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
電話

静岡市治水交流資料館条例施行規則第4条の規定により、次のとおり利用の取消しを申し出ます。

利 用 日 時	利 用 予 定 人 員
年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	人
利用目的 1 治水学習活動 2 治水交流活動 3 その他	
利用取消の理由	
備 考 この申出書は、多目的スペース利用許可書を添付の上、提出してください。	

様式第1号（第2条関係）

（令3規則66・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（令3規則66・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（令3規則66・一部改正）